

非接触型営業に向けた動画作成支援業務委託 企画提案競技（企画コンペ）実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大により、企業活動においても、新常态、新しい生活様式に合わせた取組が求められている。

新常态においては、オンライン商談やEC（電子商取引）など、「非対面」による営業の重要性が高まっていることから、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下、「機構」という。）では、Web を活用したオンライン営業の導入強化や営業活動で利用する動画コンテンツの作成を支援することで、県内企業の新規取引の開拓や販路拡大を支援し、新型コロナウイルスにより落ち込んだ県内経済の復興を図る。

については、本業務について広く提案を募集し、企画提案競技（以下、「企画コンペ」という。）により委託事業者を決定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

非接触型営業に向けた動画作成支援業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月15日まで

3 見積限度額

3,904,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 機構と密接な連携のもと、その都度十分に協議を行いながら業務運営できる体制を整えていること。
- (2) 新潟県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 参加にあたっての留意事項

本企画コンペは、本業務をより効果的に実施するため、その企画内容について具体的な提案を募るものである。

別添「基本仕様書」に基づき、応募者が有するノウハウや創意工夫等を活かした提案を公募する。

なお、より効果的な事業実施が見込める場合は「基本仕様書」の提案にとらわれない提案も可能とする。

6 質問の受付及び回答

要領、仕様書等について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

(1) 質問方法

様式1「質問票」をFAX又は電子メールにより提出すること。

※電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和2年10月27日（火）17時30分必着

(3) 回答方法

令和2年10月30日（金）までに、機構ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 提案書類の提出

応募に当たっては、次に掲げる書類を4部（正本1部、副本3部）提出すること。

(1) 提出書類

別表1に定めるとおり

(2) 提出期限

令和2年11月9日（月）17時30分（必着）

(3) 提出先

問合せ先に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着）

8 審査及び結果の通知

(1) 審査項目

以下の観点から審査を行い、契約候補者を選定する。

- ・本業務の実施体制が適当であるか。
- ・効率的かつ適切なスケジュールであるか。
- ・仕様書等の内容を理解した提案となっているか。
- ・企画提案内容が同等である場合、見積価格が低額であること。

※ 審査は書面により行いますので、プレゼンテーションをしていただく必要はありません。必要に応じ、提案内容の確認のため、機構よりヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果

審査結果については、企画コンペ参加者に対して文書で通知する。

9 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和2年10月19日（月）	公募開始（機構ホームページに実施要領等を掲載）
令和2年10月27日（火）	質問受付締切（17時30分必着）
令和2年10月30日（金）	質問に対する回答（機構ホームページに掲載）
令和2年11月9日（月）	企画提案書等提出期限（17時30分必着）
令和2年11月中旬	書面審査
令和2年11月中旬	審査結果通知

10 委託契約の締結

- (1) 機構は、候補者との間で委託業務に関して必要な協議を行う。
なお、審査結果を踏まえ、提案内容の変更を求める場合がある。
- (2) 機構と候補者との協議が合意に至った場合は、本業務に関する契約の締結手続きに入る。ただし、合意に至らなかった場合は、次に順位の高い参加者を候補者とし、必要な協議を行う。

11 問合せ先

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階
公益財団法人にいがた産業創造機構 企画チーム 担当：武藤
TEL：025-246-0038 FAX：025-246-0030
E-mail：kikaku@nico.or.jp

12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画コンペ参加者の負担とする。
- (2) 提出後の書類等について、資料の追加や修正は不可とし、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (3) 提出のあった書類等は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、企画コンペの参加者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、受託者とならない場合がある。
 - ① 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載しない、又は虚偽の記載をした者
 - ③ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合

【別表 1】

本業務への応募に係る提出書類等

提出書類		様式
提案書類	1 表紙	様式 2
	2 企画提案書	任意様式
	3 業務の実施体制図	様式 3
	4 業務実施スケジュール	任意様式
	5 本業務の見積書 ※内訳がわかるように記載すること。	任意様式
添付書類	6 誓約書	様式 4
	7 事業者概要書	様式 5
	8 類似業務実績一覧表	様式 6